

◎新潟県告示第791号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
魚沼漁業協同組合  
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号  
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前																																
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定による申請の方法は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。<u>ただし、目釣においては、口頭ですることにより遊漁承認申請書の提出を省略できる。</u></p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p><b>第3条</b> 遊漁者は次に掲げる漁具、漁法<u>の範囲を超えて</u>遊漁してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具漁法の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>あゆ</td><td>竿 1本</td></tr> <tr><td>にじます</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>こい</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>ふな</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>うぐい</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>いわな</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>やまめ</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>うなぎ</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>かじか</td><td>竿 3本 ヤス 1本 たも網 1本 徒手採捕</td></tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>小、中学生</td><td>無料</td></tr> <tr><td>魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生</td><td>申請により無料</td></tr> <tr><td>肢体不自由者（4級以</td><td>申請により第1項に規</td></tr> </tbody> </table>	魚種	漁具漁法の範囲	あゆ	竿 1本	にじます	竿 3本	こい	竿 3本	ふな	竿 3本	うぐい	竿 3本	いわな	竿 3本	やまめ	竿 3本	うなぎ	竿 3本	かじか	竿 3本 ヤス 1本 たも網 1本 徒手採捕	小、中学生	無料	魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料	肢体不自由者（4級以	申請により第1項に規	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定による申請の方法は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p><b>第3条</b> 遊漁者は次に掲げる漁具、漁法<u>以外のもの</u>で遊漁してはならない。<u>竿釣（あゆ以外の魚種は1人3本以内とする）、ヤス（かじかに限る）</u></p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>小、中学生</td><td>無料</td></tr> <tr><td>魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生</td><td>申請により無料</td></tr> <tr><td>肢体不自由者（4級以</td><td>申請により第1項に規</td></tr> </tbody> </table>	小、中学生	無料	魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料	肢体不自由者（4級以	申請により第1項に規
魚種	漁具漁法の範囲																																
あゆ	竿 1本																																
にじます	竿 3本																																
こい	竿 3本																																
ふな	竿 3本																																
うぐい	竿 3本																																
いわな	竿 3本																																
やまめ	竿 3本																																
うなぎ	竿 3本																																
かじか	竿 3本 ヤス 1本 たも網 1本 徒手採捕																																
小、中学生	無料																																
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料																																
肢体不自由者（4級以	申請により第1項に規																																
小、中学生	無料																																
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料																																
肢体不自由者（4級以	申請により第1項に規																																

上) 及び療育手帳を有する者	定する額の2分の1	上) 及び療育手帳を有する者	定する額の2分の1																								
女性	第1項に規定する額の2分の1																										
<p>3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <p>魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16 清津分会 分会長宅 (略) 山古志分会 分会長宅</p> <p>及び魚沼漁業協同組合の委託場所(旅館、釣具店、食堂、コンビニエンスストア、その他)及び漁場監視(取締)員が監視又は取り締る場所</p> <p>4 <u>遊漁証を持たず遊漁する者に現地等で納付を求める遊漁料は、第1項に規定する1日の遊漁料に600円(税込)を、E・F券に限り2,000円(税込)を加算して得た額とする。</u></p> <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第9条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>開設の期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>令和2年1月1日から令和2年12月31日まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>令和2年1月1日から令和2年12月31日まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>令和2年1月1日から令和2年12月31日まで</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	開設の期間	(略)	(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)	(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)	(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)	<p>3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <p>魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16 清津分会 分会長宅 (略) 山古志分会 分会長宅</p> <p>及び魚沼漁業協同組合の委託場所(旅館、釣具店、食堂、その他)並びに漁場監視(取締)員。ただし、<u>遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場取締委員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に600円(税込)を、E・F券に限り2,000円(税込)を附加して得た額とする。</u></p> <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第9条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>開設の期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>平成31年1月1日から平成31年12月31日まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>平成31年1月1日から平成31年12月31日まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>平成31年1月1日から平成31年12月31日まで</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	開設の期間	(略)	(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)	(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)	(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)
(略)	開設の期間	(略)																									
(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)																									
(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)																									
(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)																									
(略)	開設の期間	(略)																									
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)																									
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)																									
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)																									

4 変更後の遊漁規則の施行日  
令和2年1月1日